

謹啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

貴団体を始め傘下企業の皆様には、本県における雇用労働政策の推進につきまして、日頃格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、県内に就職を希望する多くの高校生、大学生の若者や、高年齢者などの雇用の維持・拡大に努められていることに対しても、深く感謝申し上げます。

さて、本県の雇用情勢につきましては、有効求人倍率が1倍台に達するなど改善の動きは続いているものの、全国水準には至っておらない状況にあります。障害者を取り巻く雇用環境は、秋田労働局が11月27日に発表した本県の「障害者雇用状況」によれば、今年度の障害者実雇用率は1.84%と、貴団体をはじめとする関係機関の御協力により昨年度の1.77%を上回り、3年連続で過去最高となったものの、法定雇用率の2.0%には届かず、また、法定雇用率達成企業の割合も57.5%と依然として半数近くが未達成という憂慮すべき状況にあります。

障害者雇用促進法では、事業主の責務として「障害者である労働者の有する能力を正當に評価し、適当な雇用の場を与えるよう努めなければならない。」と規定されており、最近の精神障害者の雇用の進展等を踏まえ、平成30年度からは精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えること、また、平成28年4月から雇用の分野における差別禁止・合理的配慮の提供義務の法律改正がされており、秋田県並びに秋田労働局といたしましても、関係機関等と一体となって、障害者の雇用環境の整備に向けた施策の推進と周知に努めてまいりたいと考えております。

貴団体におかれましては、この時期を障害者雇用率達成の機会と捉え、障害者が一人でも多く県内に就職できるよう、採用職域の拡大と求人提出について、傘下の企業に周知していただくようお願い申し上げます。

末筆ながら貴団体と傘下企業の一層の御発展をお祈り申し上げます。

敬白

平成28年1月22日

秋田県商工会連合会  
会長 村岡 淑郎 様

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田労働局長 小林 泰樹

